

子育て部分休暇の導入について

1 趣旨

子を養育する職員の仕事と育児の両立・調和をより一層推進するため、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づく部分休業期間の補完を目的とした子育て部分休暇を導入する。

2 制度内容

(1) 対象職員

ア 正規職員

満6歳に達する日の翌日以後の最初の4月1日から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員

イ 会計年度任用職員

満3歳に達する日の翌日から満6歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育する職員

※ 育児短時間勤務職員及び一定の会計年度任用職員は対象外

※ 会計年度任用職員は、一定の勤務要件を満たす必要がある

(2) 取得可能時間等

正規の勤務時間の始め又は終わりに、1日当たり2時間を超えない範囲内で30分を単位として承認する。

(3) 不承認要件

公務の運営に支障があると任命権者が認める場合

(4) 給与上の取扱い

ア 勤務しない時間の給与減額

子育て部分休暇を取得した期間については、勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

イ 欠勤等による昇給の抑制

子育て部分休暇を取得した期間については、抑制の対象としない。

ウ 期末手当の支給割合における欠勤等日数の算定

7時間45分をもって1/3日として算定する。

エ 勤勉手当の支給割合における欠勤等日数の算定

30日を超える場合は、7時間45分をもって2/3日として算定する。

オ 退職手当

【基本額】 退職手当の基本額に係る在職期間から除算しない。

【調整額】 退職手当の調整額に係るポイントの調整は行わない。

3 条例改正について

本制度導入にあたって、「職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例」及び「職員の育児休業等に関する条例」を改正する。

4 施行年月日

令和7年4月1日